

税制上の優遇措置

九州歯科大学基金へのご寄附に対しましては、税制上の優遇措置を受けられます。

寄附者が個人の場合

1. 所得控除

総所得金額等の40%を限度とする寄附金額について、2千円を除いた額が所得額から控除されます。

(所得税第78条第2項第2号により九州歯科大学基金への寄附金は「寄附金控除」の対象となります。)

2. 個人住民税の軽減措置

都道府県市区町村が条例で指定した寄附金については、個人住民税（都道府県民税及び市区町村民税）の控除対象となり、総所得金額等の30%を上限とする寄附金額について翌年の個人住民税が控除されます。

九州歯科大学基金への寄附金は、福岡県条例の指定をうけており、福岡県内にお住まいの方は、個人県民税の税額控除対象となります。福岡県内の市町村民税については、それぞれの市町村の条例により取り扱いが異なりますので各市町村の税務担当課へお問い合わせください。

【税額控除の算出方法】

- ・都道府県が指定している場合 [寄附金額 - 2千円] ×4%に相当する額
- ・市区町村が指定している場合 [寄附金額 - 2千円] ×6%に相当する額
- ・都道府県市区町村の両方が指定している場合は、合計10%が控除されます。

※ 指定都市にお住まいの方は、平成29年1月以降に行った寄附金に対する個人住民税の寄附金控除割合が次のように変更になりましたので、ご注意ください。

【税額控除の算出方法】

- ・都道府県が指定している場合 [寄附金額 - 2千円] ×2%に相当する額
- ・指定都市が指定している場合 [寄附金額 - 2千円] ×8%に相当する額

寄附者が法人の場合

九州歯科大学基金への法人からのご寄附については法人税法に基づく全額損金算入が認められており、寄附金額が法人の所得から控除されます。

優遇措置を受ける手続きについて

確定申告期間に、領収書と公立大学法人九州歯科大学が発行した「寄附金受領証明書」を添えて税務署に申告してください。住民税の控除のみを受ける場合は、各市区町村に申告してください。

なお、「寄附金受領証明書」は寄附金の入金を確認され次第、お送りいたします。2か月たっても証明書の送付がない場合は、事務局へお問い合わせ下さい。